

港区立精神障害者地域活動支援センター条例新旧対照表

改正案

港区立精神障害者支援センター条例

第一条 この条例は、精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）等に必要な生活の支援、就労の支援等を行うことにより、精神障害者等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するため、港区立精神障害者支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立精神障害者支援センター	東京都港区浜松町二丁目六番五号

（事業）

第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一 法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業として行う同

現 行

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

第一条 この条例は、精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。以下同じ。）に必要な地域生活支援事業を行うことにより、精神障害者の地域での自立した生活を支援するため、港区立精神障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立精神障害者地域活動支援センター	東京都港区浜松町二丁目六番五号

（事業）

第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

一 法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち同項第

項第九号に掲げる創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進に関する事業（以下「地域生活支援事業」という。）

二 法第五条第八項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）

三 法第五条第十四項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）

四 法第五条第十八項に規定する相談支援（以下「相談支援」という。）

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

六 社会生活への適応に向けた基本的な生活習慣を身に付けるための生活体験プログラム事業（以下「生活体験プログラム事業」という。）

七（略）

八 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（定員）

第三条の二 短期入所の定員は、二人とする。

（休業日）

第四条 センターの事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、短期入所は、休業しないものとする。

九号に掲げる創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進に関する事業

二 法第五条第十八項に規定する相談支援

三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（休館日）

第四条 センターの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

一 日曜日及び土曜日（就労継続支援及び生活体験プログラム事業に限る。）

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

（利用時間）

第五条 センターの事業の利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 地域生活支援事業、相談支援及び障害児相談支援 次のイ及びロ

ロに掲げる曜日の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める時間

イ 月曜日から金曜日まで 午前九時から午後八時まで

ロ 日曜日及び土曜日 午前九時から午後五時まで

二 短期入所 午前零時から午後十二時まで

三 就労継続支援 午前十時から午後五時まで

四 生活体験プログラム事業 午前十時から午後四時まで

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用できる者の範囲）

第六条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の

（開館時間）

第五条 センターの開館時間は、午前九時から午後八時までとする。

ただし、日曜日及び土曜日にあつては、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（利用できる者の範囲）

第六条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の

区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 地域生活支援事業 区内に住所を有する精神障害者並びにその家族及び支援者

二 短期入所 次のいずれかに該当する者

イ 精神障害者であつて、法第二十二條第八項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けたもの

ロ 障害児（児童福祉法第四條第二項に規定する障害児のうち、精神に障害のある児童に限る。ハにおいて同じ。）に係る保護者（同法第六條に規定する保護者をいう。第四号ハにおいて同じ。）であつて、受給者証の交付を受けたもの

ハ 児童福祉法第二十一條の六の規定によりセンターの短期入所の措置を受けた障害児

三 就労継続支援 精神障害者であつて、受給者証の交付を受けたもの

四 相談支援 次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める者

イ 法第五條第十八項に規定する地域相談支援（以下「地域相談支援」という。） 法第五十一條の五第一項に規定する地域相談支援給付決定を受けた者

区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第三條第一号に掲げる事業 区内に住所を有する精神障害者並びにその家族及び支援者

二 第三條第二号に掲げる事業 区内に住所を有する障害者（法第四條第一項に規定する障害者をいう。）並びにその家族及び支援者

ロ 法第五条第十八項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） 法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等

ハ 法第五条第十九項に規定する基本相談支援 区内に住所を有する障害者（法第四条第一項に規定する障害者をいう。）及び障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。）並びにその保護者及びその障害者又はその障害児の介護を行う者

五 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者

六 生活体験プログラム事業 次のいずれにも該当する者

イ 区内に住所を有する精神障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る法第五十条第三項に規定する医療受給者証の交付を受けた者

ハ 障害の程度等が区規則で定める要件に該当する者

2 (略)

(利用の登録)

第七条 センターの事業のうち、地域生活支援事業を利用しようとする

2 (略)

(利用の登録)

第七条 センターの事業のうち、第三条第一号の事業を利用しようとする

る者は、あらかじめ区長の登録を受けなければならない。

(利用の契約)

第七条の二 短期入所、就労継続支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援を利用しようとする者は、区規則で定めるところにより、利用に関する契約を締結しなければならない。

(利用の承認)

第七条の三 生活体験プログラム事業を利用しようとする者は、区規則で定めるところによりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第七条の四 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活体験プログラム事業の利用の承認をしない。

- 一 生活体験プログラム事業の運営上支障があると認めるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、区長が特に不相当と認めるとき。

(利用料金)

第八条 第七条の二の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十三条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。

- 一 短期入所及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の

する者は、あらかじめ区長の登録を受けなければならない。

(使用料)

第八条 センターの使用料は、無料とする。

合計額

イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額（ロに掲げる費用の額を除く。）を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額

二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

四 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）

2 | 前項各号に掲げる事業以外のセンターの事業は、無料とする。

(中略)

(利用承認の取消し等)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第七条の三の規定による利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- 三 生活体験プログラム事業の利用に係る要件に該当しなくなったとき。
- 四 災害その他の事故により、生活体験プログラム事業の利用がで
きなくなったとき。
- 五 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

(中略)

(指定管理者による管理)

第十二条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区

(中略)

(原状回復の義務)

第十条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

(中略)

(指定管理者による管理)

第十二条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区

長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる事業に関する業務（利用の承認に係るものを除く。）

二・三 （略）

（後略）

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 第三条各号に掲げる事業に関する業務

二・三 （略）

（後略）